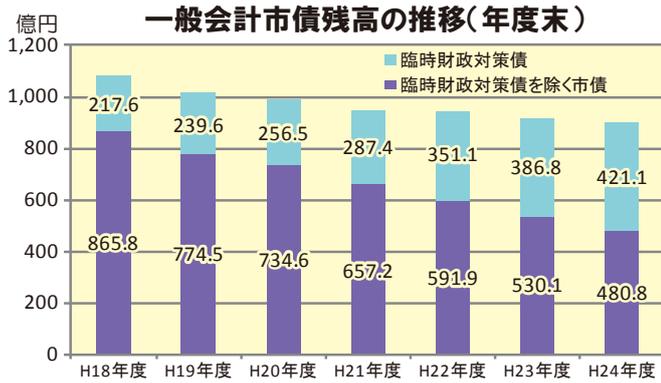
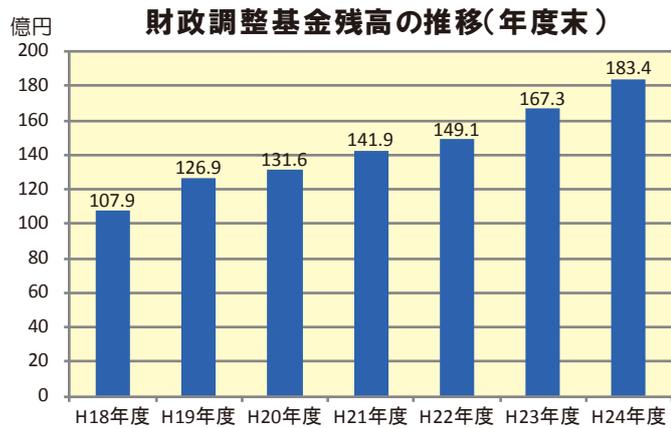


市債残高の縮減



市債は、道路や公共施設を整備するための借入金です。これらは、長期間にわたって市民の皆さんが利用する施設なので、世代間の税負担を公平にするため、毎年度分割して公債費として返済しています。新最終処分場、新斎場整備などの4大プロジェクト事業の推進や、老朽化した施設の更新経費などで、今後、借入額が膨らむことが予想されるため、特に、臨時財政対策債(※1)を除く市債残高の縮減に努めてきました。

財政調整基金の確保



財政調整基金は、家計に例えると「貯金」にあたり、不況による大幅な税収減や、災害などの発生による思わぬ支出に対応できるよう準備しているものです。

職員数削減による人件費の縮減、市債残高縮減による公債費の削減などから、毎年積み立てを行い、安定した財政運営を行うことができる基盤整備に努めてきました。



財政調整基金残高の県内上位5市

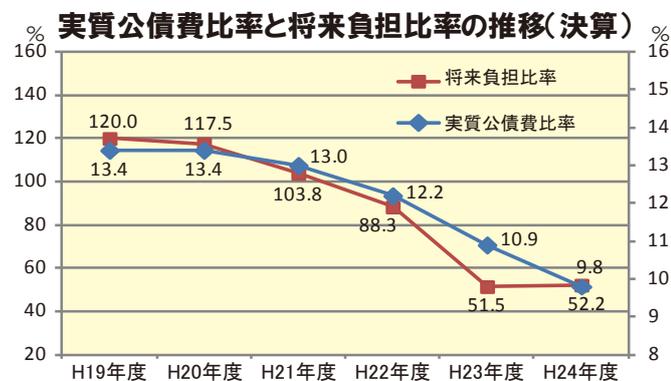
順位	市名	金額
1	津市	183億円
2	伊勢市	102億円
3	四日市市	91億円
4	松阪市	88億円
5	鈴鹿市	81億円

財政調整基金残高の全国上位5都市(人口30万人規模)

順位	都市名	金額
1	津市	183億円
2	新潟県長岡市	129億円
3	福島県郡山市	111億円
4	福島県いわき市	101億円
5	山口県下関市	100億円

(いずれも平成24年度決算より)

健全化判断比率の改善



健全化判断比率のうち実質公債費比率と将来負担比率の状況を見ると、年々改善傾向にあり、財政の健全化が進んでいることが、数値としても現れています。比率改善に大きく貢献したのは、人件費削減、市債残高の縮減、財政調整基金の確保の取り組みがあげられます。

引き続き、財政の健全化が必要となる早期健全化基準(※2)を大きく下回る水準で健全な財政運営ができるよう努めていきます。

用語説明

※1 臨時財政対策債

地方の財源不足を補填するために、本来、国から地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行する地方特例債のことです。各地方公共団体が借り入れ、後年度の償還金は全額地方交付税に算入されます。

※2 早期健全化基準

健全化判断比率が一定の数値以上となった場合、財政健全化計画を策定しなければなりません。本市の場合、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%となっています。